

<H30調査項目>

1 園芸用施設の設置状況(平成29年11月1日～平成30年10月31日まで間の栽培に使用したもの)

区分	用途	a 野菜用	b 花き用	c 果樹用	d 合計(a～cの計 (註を除く))
		(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)
①	ガラス室・ハウスの設置実面積				
②	①のうち調査期間内に新設された面積				
③	構造材の別	①のうち鉄骨(含むアルミ骨)			
		①のうち金属パイプ等			
④	被覆資材の別	①のうちガラス室の設置実面積			
		①のうちハウスの設置実面積			
		塩化ビニルフィルムによる被覆			
		ポリオレフィン系フィルムによる被覆			
		硬質プラスチックフィルムによる被覆			
		硬質プラスチック板による被覆			
		その他			
⑤	①のうち加温設備のあるもの	石油利用等			
		太陽熱利用			
		地中蓄熱			
		その他			
		ヒートポンプ			
		地下水等利用			
		地熱水利用			
		ウォーターカーテン			
		その他			
		石油代替燃料の利用			
		LPガス			
		木質系バイオマス			
		都市ゴミ・産業廃棄物			
その他					
⑥	⑤のうち高度環境制御装置のあるもの				
⑦	養液栽培設備のあるもの	水耕栽培			
		固形培地耕			
		その他			
⑧	炭酸ガス発生装置のあるもの				
⑨	2層以上のカーテン設備を備えているもの				
⑩	換気扇・循環扇を備えているもの				
⑪	①のうちガラス室の設置棟数(棟)				
⑫	①のうちハウスの設置棟数(棟)				
⑬	ガラス室・ハウスの経営実農家数(戸)				

<見直し案>

1 園芸用施設の設置状況(令和元年11月1日～令和2年10月31日まで間の栽培に使用したもの)

区分	用途	a 野菜用	b 花き用	c 果樹用	d 合計(a～cの計 (註を除く))
		(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)
①	ガラス室・ハウスの設置実面積				
②	①のうち調査期間内に新設された面積				
③	構造材の別	①のうち鉄骨(含むアルミ骨)			
		①のうち金属パイプ等			
④	被覆資材の別	①のうちガラス室の設置実面積			
		①のうちハウスの設置実面積			
		塩化ビニルフィルムによる被覆			
		ポリオレフィン系フィルムによる被覆			
		硬質プラスチックフィルムによる被覆			
		その他			
⑤	①のうち加温設備等のあるもの	化石燃料			
		石油利用等			
		LPガス・LNガス			
		化石燃料以外			
		木質系バイオマス			
		ヒートポンプ			
		太陽熱利用(地中蓄熱等)			
		地下水等利用(地熱水、ウォーターカーテン等)			
		都市ゴミ・産業廃棄物			
		その他			
⑥	⑤のうち高度環境制御装置のあるもの				
⑦	養液栽培設備のあるもの(水耕、固形培地等)				
⑧	炭酸ガス発生装置のあるもの				
⑨	2層以上のカーテン設備を備えているもの				
⑩	換気扇・循環扇を備えているもの				
⑪	①のうちガラス室の設置棟数(棟)				
⑫	①のうちハウスの設置棟数(棟)				
⑬	ガラス室・ハウスの経営実農家数(戸)				

(注)

- ③の構造材欄「鉄骨(含アルミ骨)」とは、柱及び屋根材の大部分が鉄又はアルミニウムであるものとする。
- ④の塩化ビニルフィルムは可塑性を含む軟質のものとする。
- ④のポリオレフィン系フィルムとは、ポリエチレンフィルム、農サクビ、農PO等を含む軟質のものとする。
- ④の硬質プラスチックフィルムとは、ポリエステルフィルム、フッ素フィルム等とする。
- ⑤のその他には、硬質プラスチック板(FRP板、FRA板、アクリル板、ポリカーボネイト板等)のほか、フィルム状のポリカーボネイトも含むものとする。

(注)

- 1 ③の構造材欄の「鉄骨(含アルミ骨)」とは、柱及び屋根材の大部分が鉄又はアルミニウムであるものとする。
- 2 ④の塩化ビニルフィルムは可塑性を含む軟質のものとする。
- 3 ④のポリオレフィン系フィルムとは、ポリエチレンフィルム、農サクビ、農P O等を含む軟質のものとする。
- 4 ④の硬質プラスチックフィルムとは、ポリエステルフィルム、フッ素フィルム等とする。
- 5 ④の硬質プラスチック板とは、FR P板、FR A板、アクリル板、ポリカーボネイト板等とし、フィルム状のポリカーボネイトも含むものとする。
- 6 ⑤には、「水封マルチ方式(水封マルチを太陽熱で蓄熱し、夜間の保温に活用)」及び「醗熟剤により加温(苗床に有機物を詰め込み、その腐敗発酵によって生ずる熱)するもの」は含まないものとする。なお、「ふく射熱しゃ断方式」等被覆資材以外のものを利用して夜間の保温を図るものは含めるものとする。
- 7 ⑤は、1棟に2つ以上の加温設備がある場合は主暖房設備についてのみ記載する。
- 8 ⑤の「地中蓄熱」とは、日射によってハウス内で暖められた空気を循環させ地中に導き土壤等に蓄熱し、夜間その放熱によって加温を図るものとする。
- 9 ⑤の「太陽熱利用」の「その他」には、「ソーラーシステム」、「ふく射熱しゃ断方式」、「潜熱蓄熱方式(物質の相変化(固体→液体)に伴う熱の移動を利用し、日射によってハウス内の暖まった熱を蓄熱材に蓄えさせ、夜間室内に放熱させて加温を図るもの)」等を含むものとする。
- 10 ⑥「地熱水利用」とは、火山性熱水(温泉、地熱発電所の熱水等)及び非火山性の深層熱水を用いて加温を図るものとする。
- 11 ⑥「ウォーターカーテン」とは、とは、施設の内張りカーテン上に地下水を散水して加温するものをいう。
- 12 ⑤の「ヒートポンプ」とは、地下水を熱源とするもののほか、地下水以外の空気等を熱源とするものも含み、冷媒を介して熱源から熱を獲得して夜間の加温を図るものとして、動力源に電力以外(ガス、灯油等)を使用するものも含めるものとする。
- 13 ⑤の「木質系バイオマス」とは、廃材、木質ペレット、木材チップ、オガクズ、オガライト、木炭等の木質系燃料とする。
- 14 ⑤の「都市ゴミ・産業廃棄物」とは、廃タイヤ、廃油、工場排水等産業廃棄物等を燃料としたものとする。
- 15 ⑤の「石油代替燃料の利用」の「その他」とは、もみガラ、たい肥発酵熱、家畜尿メタンガス、ろうそく等を熱源とするものとする。
- 16 ⑥の「高度環境制御装置」とは、日射量や温度、湿度、炭酸ガス等の複数のセンサーで計測された情報を基に、暖房機や天窓、カーテン、循環扇等複数の機器を組み合わせて環境制御を行うことができる装置をいう。
- 17 ⑦「養液栽培設備」とは、水耕、れき耕、砂耕、ロックウール耕、噴霧耕等の土壌を使用しないで栽培を行う設備のほか、施肥と灌水の両方を行う自動制御点滴システムを備えた、いわゆる「養液土耕栽培システム」を含む。
- 18 ⑦「水耕栽培」は、水、培養液を培地とする「たん液型」、「NFT」をいう。
- 19 ⑦「固形培地」は、培地に土壌以外の固型培地を使い、これに培養液を必要に応じて与える方式のものをいう。
- 20 ⑧「2層以上のカーテン設備」とは、保温を目的として塩化ビニルフィルム、ポリオレフィン系フィルム等の資材を天井及び側面に2層以上内張りし、その開閉が可能なものとする。
- 21 ⑩及び⑪において、連棟のものはこれを一棟として取扱うこととする。
- 22 ⑬において、1戸の農家が異なる施設で野菜と花きを栽培している場合は、a 野菜用、b 花き用それぞれの欄で1戸として扱うこととし、「d 合計」については重複が無いこととし、野菜用、花き用、果樹用それぞれの栽培実績があったとしても同じ施設で野菜と花きを栽培している場合は栽培期間が長い方の作目に区分して1戸として扱うこととする。

- 6 ⑤には、「水封マルチ方式(水封マルチを太陽熱で蓄熱し、夜間の保温に活用)」及び「醗熟剤により加温(苗床に有機物を詰め込み、その腐敗発酵によって生ずる熱)するもの」は含まないものとする。なお、「ふく射熱しゃ断方式」等被覆資材以外のものを利用して夜間の保温を図るものは含めるものとする。

- 7 ⑤は、1棟に2つ以上の加温設備がある場合はどちらにも同じ面積を記載する。
- 8 ⑤の「木質系バイオマス」とは、廃材、木質ペレット、木材チップ、オガクズ、オガライト、木炭等の木質系燃料とする。
- 9 ⑤の「ヒートポンプ」とは、地下水を熱源とするもののほか、地下水以外の空気等を熱源とするものも含み、動力源に電力以外(ガス、灯油等)を使用するものも含めるものとする。なお、主な利用が冷却の場合もヒートポンプ利用の面積として記載する。
- 10 ⑤の「太陽熱利用」とは、「地中蓄熱」(日射によってハウス内で暖められた空気を循環させ地中に導き土壤等に蓄熱し、夜間その放熱によって加温を図るもの)のほか、「ソーラーシステム」、「ふく射熱しゃ断方式」、「潜熱蓄熱方式(物質の相変化(固体→液体)に伴う熱の移動を利用し、日射によってハウス内の暖まった熱を蓄熱材に蓄えさせ、夜間室内に放熱させて加温を図るもの)」等を含むものとする。
- 11 ⑥「地下水等利用」とは、「地熱水利用」(火山性熱水(温泉、地熱発電所の熱水等)及び非火山性の深層熱水を用いて加温を図るもの)のほか、「ウォーターカーテン」(施設の内張りカーテン上に地下水を散水して加温するもの)等を含むものとする。
- 12 ⑤の「都市ゴミ・産業廃棄物」とは、廃タイヤ、廃油、工場排水等産業廃棄物等を燃料としたものとする。
- 13 ⑤の「化石燃料以外」の「その他」とは、もみガラ、たい肥発酵熱、家畜尿メタンガス、ろうそく等を熱源とするものとする。
- 14 ⑥の「高度環境制御装置」とは、日射量や温度、湿度、炭酸ガス等の複数のセンサーで計測された情報を基に、暖房機や天窓、カーテン、循環扇等複数の機器を組み合わせて環境制御を行うことができる装置をいう。
- 15 ⑦「養液栽培設備」とは、水耕、れき耕、砂耕、ロックウール耕、噴霧耕等の土壌を使用しないで栽培を行う設備のほか、施肥と灌水の両方を行う自動制御点滴システムを備えた、いわゆる「養液土耕栽培システム」を含む。
- 16 ⑦「水耕栽培」は、水、培養液を培地とする「たん液型」、「NFT」をいう。
- 17 ⑦「固形培地」は、培地に土壌以外の固型培地を使い、これに培養液を必要に応じて与える方式のものをいう。
- 18 ⑧「2層以上のカーテン設備」とは、保温を目的として塩化ビニルフィルム、ポリオレフィン系フィルム等の資材を天井及び側面に2層以上内張りし、その開閉が可能なものとする。
- 19 ⑩及び⑪において、連棟のものはこれを一棟として取扱うこととする。
- 20 ⑬において、1戸の農家が異なる施設で野菜と花きを栽培している場合は、a 野菜用、b 花き用それぞれの欄で1戸として扱うこととし、「d 合計」については重複が無いこととし、野菜用、花き用、果樹用それぞれの栽培実績があったとしても同じ施設で野菜と花きを栽培している場合は栽培期間が長い方の作目に区分して1戸として扱うこととする。

＜H30調査項目＞

2 園芸用施設における品目別の栽培延面積及び収穫量等

(平成29年11月1日～平成30年10月31日まで間の栽培延面積及び収穫量)
2-1-1 野菜

項 目 品 目	栽培延面積 (千㎡)	収穫量 (t)
① な す		
② ト マ ト		
②のうちミニトマト		
③ き ゆ う り		
④ ね ぎ		
⑤ ビ ー マ ン		
⑥ い ち ご		
⑦ す い か		
⑧ メ ロ ン		
⑨ レ タ ス		
⑩ セ ル リ ー		
⑪ に ら		
⑫ さ や え ん ど う		
⑬ ほ う れ ん そ う		
⑭ し ゆ ん ぎ く		
⑮ ア ス パ ラ ガ ス		
⑯ さ や い ん げ ん		
⑰ そ の 他		
⑰のうち面積第1位の品目名 []		
⑰のうち面積第2位の品目名 []		
⑰のうち面積第3位の品目名 []		
⑱ 計 (①～⑰の計)	0	0

(注)

- 1 集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。
- 2 土耕栽培及び養液栽培の合計値を記載する。
- 3 栽培延面積は、通路を含めた施設設置実面積に収穫回数(播種又は定植の回数と同義とする)を乗じたものとする。
- 4 ⑧には温室メロン(アールスメロン・フェボリット、ハネデュー等)の他、プリンスメロン、コサック、アムス、アンデス、まくわり等を含むこととする。
- 5 ⑨は玉ちしゃ(玉レタス)、葉ちしゃ(リーフレタス)を含み、立ちちしゃ(コスレタス)、掻きちしゃ(サンチェ)及び茎ちしゃ(ステムレタス)を除く。
- 6 ⑰は①～⑯の野菜以外のふき、おくら、しそ、葉しょうが、かいわれだいこん等の野菜で、当該県内において栽培されている品目のうち栽培延面積の上位3品目についてその品目名及び栽培延面積を記載する。

＜見直し案＞

2 園芸用施設における品目別の栽培延面積及び収穫量等

(令和元年11月1日～令和2年10月31日まで間の栽培延面積及び収穫量)
2-1-1 野菜

項 目 品 目	栽培延面積 (千㎡)	収穫量 (t)
① な す		
② ト マ ト		
②のうちミニトマト		
③ き ゆ う り		
④ ね ぎ		
⑤ ビ ー マ ン		
⑥ い ち ご		
⑦ す い か		
⑧ メ ロ ン		
⑨ レ タ ス		
⑩ に ら		
⑪ ほ う れ ん そ う		
⑫ し ゆ ん ぎ く		
⑬ ア ス パ ラ ガ ス		
⑭ そ の 他		
⑭のうち面積第1位の品目名 []		
⑭のうち面積第2位の品目名 []		
⑭のうち面積第3位の品目名 []		
⑮ 計 (①～⑭の計)	0	0

(注)

- 1 集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。
- 2 土耕栽培及び養液栽培の合計値を記載する。
- 3 栽培延面積は、通路を含めた施設設置実面積に収穫回数(播種又は定植の回数と同義とする)を乗じたものとする。
- 4 ⑧には温室メロン(アールスメロン・フェボリット、ハネデュー等)の他、プリンスメロン、コサック、アムス、アンデス、まくわり等を含むこととする。
- 5 ⑨は玉ちしゃ(玉レタス)、葉ちしゃ(リーフレタス)を含み、立ちちしゃ(コスレタス)、掻きちしゃ(サンチェ)及び茎ちしゃ(ステムレタス)を除く。
- 6 ⑭は①～⑬の野菜以外のセルリー、さやえんどう、さやいんげん、ふき、おくら、しそ、葉しょうが、かいわれだいこん等の野菜で、当該県内において栽培されている品目のうち栽培延面積の上位3品目についてその品目名及び栽培延面積を記載する。

＜H30調査項目＞

2-1-2 うち養液栽培

(項目)	栽培実面積	栽培延面積
品目	(千㎡)	(千㎡)
① トマト		
①のうちミニトマト		
② きゅうり		
③ いちご		
④ みつば		
⑤ サラダナ等		
⑥ ねぎ		
⑦ かいわれだいこん		
⑧ その他		
⑧のうち面積第1位の品目名 〔 〕		
⑧のうち面積第2位の品目名 〔 〕		
⑧のうち面積第3位の品目名 〔 〕		
⑨ 計(①～⑧の計)	0	0

(注)

- 1 集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。
- 2 栽培延面積は、通路を含めた施設設置実面積に収穫回数(播種又は定植の回数と同義とする)を乗じたものとする。
- 3 ⑤のサラダナ等については、玉レタス(バターヘッド型)のほか、葉ちしゃ(リーフレタス、サニーレタス等)を含む。
- 4 ⑦のかいわれだいこんについては、企業化されたもの及び企業の下請けをしているものを含む。
- 5 ⑧には①～⑦の野菜以外の温室メロン、一般メロン、こまつな、しゅんぎく、クレソン、結球レタス、サンチュ、セルリー、チンゲンサイ、せり、ほうれんそう等の野菜で、当該県内において栽培されている品目のうち栽培実面積の上位3品目についてその品目名及び栽培実面積を記載する。

2-2 花き

(項目)	栽培延面積	収穫量
品目	(千㎡)	(千本)
① きく		
② カーネーション		
③ ばら		
④ ゆり(切花)		
⑤ トルコギキョウ		
⑥ スタース		
⑦ その他		
⑧ 計(①～⑦の計)	0	0
⑨ 鉢物類		
⑩ 計(⑧+⑨)	0	0

(注)

- 1 集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。
- 2 棚下利用等立体栽培を行っているものについては、仕上げ栽培のみの面積とする。従って、棚下で育苗中のものの面積は含まない。
- 3 ⑨には花壇用苗ものを含むものとする。

＜見直し案＞

2-1-2 うち養液栽培

(項目)	栽培実面積	栽培延面積
品目	(千㎡)	(千㎡)
① トマト		
①のうちミニトマト		
② きゅうり		
③ いちご		
④ みつば		
⑤ サラダナ等		
⑥ ねぎ		
⑦ その他		
⑦のうち面積第1位の品目名 〔 〕		
⑦のうち面積第2位の品目名 〔 〕		
⑦のうち面積第3位の品目名 〔 〕		
⑧ 計(①～⑦の計)	0	0

(注)

- 1 集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。
- 2 栽培延面積は、通路を含めた施設設置実面積に収穫回数(播種又は定植の回数と同義とする)を乗じたものとする。
- 3 ⑤のサラダナ等については、玉レタス(バターヘッド型)のほか、葉ちしゃ(リーフレタス、サニーレタス等)を含む。
- 4 ⑦には①～⑥の野菜以外の温室メロン、一般メロン、こまつな、しゅんぎく、クレソン、結球レタス、サンチュ、セルリー、チンゲンサイ、せり、ほうれんそう、かいわれだいこん等の野菜で、当該県内において栽培されている品目のうち栽培実面積の上位3品目についてその品目名及び栽培実面積を記載する。

2-2 花き

(項目)	栽培延面積	収穫量
品目	(千㎡)	(千本)
① きく		
② カーネーション		
③ ばら		
④ ゆり(切花)		
⑤ トルコギキョウ		
⑥ スタース		
⑦ その他		
⑧ 計(①～⑦の計)	0	0
⑨ 鉢物類		
⑩ 計(⑧+⑨)	0	0

(注)

- 1 集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。
- 2 棚下利用等立体栽培を行っているものについては、仕上げ栽培のみの面積とする。従って、棚下で育苗中のものの面積は含まない。
- 3 ⑨には花壇用苗ものを含むものとする。

＜H30調査項目＞

2-3 果樹

	項目	栽培延面積 (千㎡)	収穫量 (t)
①	デラウェア		
②	巨峰		
③	その他のぶどう ③のうち面積第1位の品種 []		
④	ぶどう計 (①～③の計)	0	0
⑤	うんしゅうみかん		
⑥	その他のかんきつ類		
⑦	もも		
⑧	びわ		
⑨	おうとう		
⑩	かき		
⑪	いちじく		
⑫	なし		
⑬	マンゴー		
⑭	その他の果樹 ⑭のうち面積第1位の品目名 [] ⑭のうち面積第2位の品目名 []		
⑮	計(④～⑭の計)	0	0

(注)

集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。

＜見直し案＞

2-3 果樹

	項目	栽培延面積 (千㎡)	収穫量 (t)
①	ぶどう ①のうち面積第1位の品種 []		
②	うんしゅうみかん		
③	その他のかんきつ類		
④	もも		
⑤	びわ		
⑥	おうとう		
⑦	かき		
⑧	いちじく		
⑨	なし		
⑩	マンゴー		
⑪	その他の果樹 ⑪のうち面積第1位の品目名 [] ⑪のうち面積第2位の品目名 []		
⑫	計(①～⑪の計)	0	0

(注)

集計対象期間は、野菜生産出荷統計における冬春ものが出回る11月始まりを基本としているが、各品目ごとの集計対象期間は、別表のとおりとする。

＜H30調査項目＞

3 雨よけ施設の設置状況(栽培用) 設置実面積

用途区分 項 目	① 野菜用	② 花き用	③ 果樹用	④ 計
	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)
設置実面積				
(うちハウス)				

- (注)
 1 平成27年11月1日～平成28年10月31日の間に栽培に利用された雨よけ施設の設置実面積を記載する。
 2 雨よけ施設のうち、その有効利用として冬期間にサイドを被覆して保温の目的で使用するもののうち、ハウスの要件を満たすものについて、「野菜用」、「花き用」は設置実面積の内数として計上し、(うちハウス)に実面積を記載する。また、「果樹用」についてはハウスに該当するものとし計上しない。
 3 ハウスのうち、その有効利用として夏期の前後作に上部のみを被覆し雨よけ的に利用するものうち「野菜用」、「花き用」は雨よけ施設にも該当するものとして設置実面積の内数として計上し、(うちハウス)に計上する。
 (注意:「野菜用」及び「花き用」については、「ハウス」と「雨よけ」で重複計上する部分があることになる。)

4 施設野菜におけるハチの利用状況

(平成27年11月1日～平成28年10月31日まで間に花粉交配に使用した延べ面積。)

(単位:千㎡)

品 目 項 目	①いちご	②メロン	③トマト	④その他	⑤計 (①～④)
	ミツバチ				
セイヨウオオマルハナバチ					
クロマルハナバチ					
マルハナバチ 計					

④その他のうち、県内で主要なもの上位3品目の延べ面積

(単位:千㎡)

品 目 項 目	1 位		2 位		3 位	
	品目名	延面積	品目名	延面積	品目名	延面積
ミツバチ						
セイヨウオオマルハナバチ						
クロマルハナバチ						

＜項目修正なし＞

3 雨よけ施設の設置状況(栽培用) 設置実面積

用途区分 項 目	① 野菜用	② 花き用	③ 果樹用	④ 計
	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)
設置実面積				
(うちハウス)				

- (注)
 1 平成27年11月1日～平成28年10月31日の間に栽培に利用された雨よけ施設の設置実面積を記載する。
 2 雨よけ施設のうち、その有効利用として冬期間にサイドを被覆して保温の目的で使用するもののうち、ハウスの要件を満たすものについて、「野菜用」、「花き用」は設置実面積の内数として計上し、(うちハウス)に実面積を記載する。また、「果樹用」についてはハウスに該当するものとし計上しない。
 3 ハウスのうち、その有効利用として夏期の前後作に上部のみを被覆し雨よけ的に利用するものうち「野菜用」、「花き用」は雨よけ施設にも該当するものとして設置実面積の内数として計上し、(うちハウス)に計上する。
 (注意:「野菜用」及び「花き用」については、「ハウス」と「雨よけ」で重複計上する部分があることになる。)

4 施設野菜におけるハチの利用状況

(平成27年11月1日～平成28年10月31日まで間に花粉交配に使用した延べ面積。)

(単位:千㎡)

品 目 項 目	①いちご	②メロン	③トマト	④その他	⑤計 (①～④)
	ミツバチ				
セイヨウオオマルハナバチ					
クロマルハナバチ					
マルハナバチ 計					

④その他のうち、県内で主要なもの上位3品目の延べ面積

(単位:千㎡)

品 目 項 目	1 位		2 位		3 位	
	品目名	延面積	品目名	延面積	品目名	延面積
ミツバチ						
セイヨウオオマルハナバチ						
クロマルハナバチ						

＜H30調査項目＞

5 農業用廃プラスチック排出及び処理量

5-1 農業用廃プラスチック年間排出量(平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間の実績)

(単位: t)

種類 利用区分	(a)プラスチックフィルム				(b)その他の プラスチック	(C)合計 (a)+(b)
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム	計		
	排出量					
園芸用						
その他						
計						

(注)

- 1 廃プラスチックの種類毎に「排出量」の農業用計と「処理量」の計とがそれぞれ一致するようにすること。
- 2 「排出量」と「処理量」の(b)その他のプラスチックは、寒冷しゃ、育苗箱、ポット、肥料袋、ラップサイレージ等とする。
- 3 利用区分の「園芸用」とは、野菜、花き及び果樹に利用したものとする。
- 4 利用区分の「その他」には園芸用を除く、稲作、畑作等に利用したもの全てとする。

5-2 農業用廃プラスチック年間処理量(平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間の実績)

(単位: t)

種類 処理方法	(a)プラスチックフィルム				(b)その他の プラスチック	(C)合計 (a)+(b)
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム	計		
	処理量					
①再生処理						
②埋立処理						
③焼却処理						
④その他						
⑤ (①～④) 計						

＜項目修正なし＞

5 農業用廃プラスチック排出及び処理量

5-1 農業用廃プラスチック年間排出量(平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間の実績)

(単位: t)

種類 利用区分	(a)プラスチックフィルム				(b)その他の プラスチック	(C)合計 (a)+(b)
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム	計		
	排出量					
園芸用						
その他						
計						

(注)

- 1 廃プラスチックの種類毎に「排出量」の農業用計と「処理量」の計とがそれぞれ一致するようにすること。
- 2 「排出量」と「処理量」の(b)その他のプラスチックは、寒冷しゃ、育苗箱、ポット、肥料袋、ラップサイレージ等とする。
- 3 利用区分の「園芸用」とは、野菜、花き及び果樹に利用したものとする。
- 4 利用区分の「その他」には園芸用を除く、稲作、畑作等に利用したもの全てとする。

5-2 農業用廃プラスチック年間処理量(平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間の実績)

(単位: t)

種類 処理方法	(a)プラスチックフィルム				(b)その他の プラスチック	(C)合計 (a)+(b)
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム	計		
	処理量					
①再生処理						
②埋立処理						
③焼却処理						
④その他						
⑤ (①～④) 計						